



#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	パプアニューギニア／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

WHO 西大平洋地域事務局（WPRO）は、大洋州リンパ系フィラリア制圧計画（PacELF）として、大洋州諸国においてフィラリア制圧のプログラムを実施中である。JICA は、長年にわたり、駆虫剤及び検査キットの供与や、ボランティアの派遣を通じて、パプアニューギニアを含め PacELF によるリンパ系フィラリア症（Lymphatic Filariasis。以下、「LF」）対策課題を支援してきた。直近では、大洋州広域フィラリア対策プロジェクト（フェーズ 1）（2018 年～2023 年）を実施し、パプアニューギニアの対象州 3 州において駆虫薬の集団投薬（Mass Drug Administration。以下、「MDA」）と定点調査（Transmission Assessment Survey。以下、「TAS」）が計画的に行われ、一部の地域での感染拡大の制圧が確認されている。しかし、パプアニューギニア全国で LF 制圧を実現するためには、さらに対象州を拡大し切れ目なく継続して MDA・TAS を行う必要がある。そのため、フェーズ 1 対象 3 州を含む 7 州を対象を拡大し、MDA や TAS の計画策定や運営能力のさらなる強化を図ることを目的とし、フェーズ 2 が要請された。計画策定や運営管理能力を高めることは、他州への LF 対策および他の感染症全般への対策の強化にも繋がることから、LF 対策の制度化、さらには LF 対策の実施システム

の維持を目指し実施するものである。

今回実施する詳細計画策定調査は、先方政府関係機関との協議を経て、本プロジェクトに係る、計画枠組み、及び実施体制等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M）締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的として実施するものである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性、整合性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2022年7月下旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② 上記内容を踏まえ、評価分析にかかる調査計画・分析を検討する。
- ③ 現地で入手・検証すべき情報を整理し、パプアニューギニア側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること。他ドナーの中で特に関連の深いWHOには、質問票の送付とともに、遠隔会議でのヒアリングを行う。
- ④ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案（英文・和文）、PO（Plan of Operations）案（英文）を他の調査団員とともに検討し、取りまとめに協力する。
- ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

### （2）現地派遣期間（2022年8月中旬～9月上旬）

- ① JICAパプアニューギニア事務所等との打合せに参加する。
- ② 現在実施中の大洋州広域フィラリア対策プロジェクトの専門家にヒアリングを行い、活動の実施状況、実施上の課題、フェーズ2での対応が必要な活動等を把握する。
- ③ パプアニューギニア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他団員と協力し、議事録を作成する。

- ④ 対象州（フェーズ1の対象州のうち1州、及びフェーズ2で追加される州のうち2州の計3州を予定）での現地視察、州保健局へのヒアリングを行い、フィラリア対策の実施体制・実施状況、フェーズ2で対応すべき課題を把握する。
- ⑤ 事前に配布した質問票への回答や上記②～④を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
  - ア) 要請背景・内容
  - イ) 関連する開発計画、政策、制度
  - ウ) 関連各組織
    - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
    - (b) 人員体制
    - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
    - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
  - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（WHO、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性
- ⑥ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑦ 関係者との協議で合意された内容について、PDM（案）（英文）、PO（案）（英文）、M/M（案）（英文）及びR/D（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、検討及び取りまとめを主導する。
- ⑧ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑨ 担当分野に係る調査結果をJICAパプアニューギニア事務所等に報告する。

### （3）帰国後整理期間（2022年9月上旬）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6項目の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、他団員と協力しつつ、事業事前評価表（案）（和文・英文）を作成する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

### （1）報告書

2022年9月15日(木)までに提出。

次の①と②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出すること。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「IX. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
なお、パプアニューギニアは宿泊費特別単価の適用国です。  
航空経路は、日本⇒シンガポール⇒ポートモレスビー⇒シンガポール⇒日本を標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
  - ① 現地業務日程  
現地業務期間は2022年8月13日～9月2日を予定していますが、数日から数週間ほど後ろ倒しになる可能性があります。  
本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間ほど先行して現地調査の開始を予定しています。  
現時点でパプアニューギニア入国時には隔離が不要です。
  - ② 現地での業務体制  
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。  
ア) 総括（JICA）

- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA パプアニューギニア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：なし
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、原則、職員等と同乗することとなります)
- エ) 通訳備上：不要
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイントの取り付けをします。なお、JICA が必要に応じアレンジします。また、パプアニューギニア国内移動の際の国内線の予約、支払いは JICA 事務所が行います。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第二グループから配布しますので、(hmge2@jica.go.jp) 宛にご連絡ください。
  - ・ 要請書
  - ・ 大洋州広域フィラリア対策プロジェクト 関連資料
- ② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
  - ・ 大洋州医療特別機材供与感染症対策(フィラリア)機材計画調査報告書  
[https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Flibopac.jica.go.jp%2Fimages%2Freport%2FP0000246307.html&amp:data=05%7C01%7CImai.Sawo%40jica.go.jp%7C163e409929e34b6ad0d908da33e55cd1%7Ceba9fc4255884d318a4e6e1bf79d31c0%7C0%7C0%7C637879357446048584%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJWI\\_joiMC4wLjAwMDAiLCJQI\\_joiV2luMzIiLCJBTiI6Ik1haWwiLCJXVCi6Mn0%3D%7C3000%7C%7C%7C&amp;sdata=ty09lZE%2BHIaLI5%2BRgPSn%2B2ofeJ%2F360Z6la0u9fJOW60%3D&amp;reserved=0](https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Flibopac.jica.go.jp%2Fimages%2Freport%2FP0000246307.html&amp:data=05%7C01%7CImai.Sawo%40jica.go.jp%7C163e409929e34b6ad0d908da33e55cd1%7Ceba9fc4255884d318a4e6e1bf79d31c0%7C0%7C0%7C637879357446048584%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJWI_joiMC4wLjAwMDAiLCJQI_joiV2luMzIiLCJBTiI6Ik1haWwiLCJXVCi6Mn0%3D%7C3000%7C%7C%7C&amp;sdata=ty09lZE%2BHIaLI5%2BRgPSn%2B2ofeJ%2F360Z6la0u9fJOW60%3D&amp;reserved=0)
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パプアニューギニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上